



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026 年 5 月 14 日(木)

新市場への扉を開く 大型補助金の活用法

新事業進出補助金とは

中小企業が既存事業の枠を超え、新たな市場や製品分野に挑戦するための補助金制度が動き出しました。独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業新事業進出促進補助金」の第4回公募が令和8年3月27日より始まりました。補助金額は従業員規模によって異なり、20人以下では最大2,500万円、101人以上では最大7,000万円（賃上げ特例適用時は各3,000万円・9,000万円）で、補助率は原則2分の1です。事業の大きな転換点を考えている経営者にとって絶好のタイミングといえます。

「新規性」がカギを握る

この補助金の最大の特徴は、対象事業に厳格な「新規性」が求められる点です。製造・提供する製品やサービスが自社にとって新規であること（製品等の新規性要件）、かつ従来とは異なる顧客層を対象とした新たな市場への進出であること（市場の新規性要件）の両方を満たさなければなりません。既存製品の製造量を増やすだけ、あるいは既存顧客向けにメニューを追加するだけでは対象となりません。

賃上げは返還義務を伴う条件

採択には、付加価値額を年平均4%以上成長させる事業計画の策定が必要です。さら

に、1人当たり給与支給総額を年平均3.5%以上増加させる賃上げ目標を設定し、全従業員に表明することが義務付けられています。事業計画期間終了時に目標を達成できなかった場合は補助金の一部返還が求められます。加えて事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上高く維持することも必須要件です。賃上げは努力目標ではなく、返還義務を伴う強制力のある条件です。

今すぐ着手すべき2つの準備

申請前に今すぐ着手すべき準備が2つあります。1つはGビズIDプライムアカウントの取得で、発行に約1週間かかります。もう1つは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し「両立支援のひろば」に公表することで、こちらも1～2週間を要します。申請受付は令和8年5月19日開始、締切は令和8年6月19日18時（厳守）です。電子申請のみの受付ですので、準備が整い次第、速やかに手続きを開始することをお勧めします。



補助金を活用して新たな事業を大きく成長させよう！